



安全運転管理協議会 一般社団法人へ 組織改編 令和元年 10 月 1 日

☆一般社団法人設立に対する理事長挨拶

会員の皆様には、平素から当協議会の活動全般にわたり深いご理解と温かいご支援をいただき誠に有難く厚くお礼申し上げます。

当協議会は、社団法人長崎県自家用車協会の下部組織から独立した任意団体を経て令和元年 10 月 1 日付をもって一般社団法人を立ち上げることになりました。今回一般社団法人へと組織改編できましたのも、皆様のお力添えがあってこそ感謝いたしております。

当協議会は、県や県警と一丸となって交通安全対策を進めるとともに、加入事業所での交通事故防止に役立つ資料を発信するなどして更なる充実を図り、交通事故防止に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。会員の皆様方には、引き続きご指導とご支援を賜りますよう切にお願いいたします。



村瀬理事長

☆一般社団法人設立総会

令和元年 10 月 1 日、県・県警等ご来賓の方々、理事・監事・地区代表の方々 28 名の方にご列席頂き、一般社団法人長崎県安全運転管理協議会の定款・細則・表彰規定等を決議しました。（※ホームページ参照）



12 月 1 日～

ながら運転の厳罰化！

罰則等 3 倍に!!

※運転中のスマホ等の使用
に注意！



交通違反の種類	罰則等	改正前	改正後	
●携帯電話使用等(保持) ※交通の危険(交通事故)を伴わない違反 ・携帯電話を手に持っているの通話 ・携帯スマホの操作 ・カーオーディオ等の操作 ・物を拾う 等	罰 則	5万円以下の罰金	6 月以下の懲役または 10 万円以下の罰金	
	違反点数	1 点	3 点	
	反 則 金	大型	7,000 円	25,000 円
		中型	6,000 円	18,000 円
二輪		6,000 円	15,000 円	
原付	5,000 円	12,000 円		
●携帯電話使用等(交通の危険) ※交通の危険(交通事故)を伴う違反	罰 則	3 月以下の懲役または 5 万円以下の罰金	1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金	
	違反点数	2 点	6 点 (免許停止)	
	反 則 金	大型	12,000 円	反則金制度をなくし、即刑事手続き対象へ
		中型	9,000 円	
二輪		7,000 円		
原付	6,000 円			



「信号機のない横断歩道における歩行者優先」を怠ったら！

横断歩行者等妨害等違反

違反点数	2 点	
反 則 金	大型	12,000 円
	中型	9,000 円
	二輪	7,000 円
	原付	6,000 円

信号機のない横断歩道で、歩行者が渡ろうとしている時の事故過失の割合は、特別な状況を除き自動車側の責任がほぼ 100%!